

# 愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対

## 策編、原子力災害対策編）（案）に寄せられた意見と県の考え方

愛媛県地域防災計画（風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編）（案）について、令和7年12月8日（月曜日）から令和8年1月9日（金曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から3件の意見をいただきました。案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

### 寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>【風水害等対策編（第2編 災害予防対策） 2-1-1 定義 12頁】</p> <p>【提案】</p> <p>2026年5月下旬から、「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4つの災害について、5段階のレベルに分けて発表し、「特別警報」と「警報」の間にレベル4「危険警報」が新設される。</p> <p>【理由】</p> <p>新たな防災気象情報の定義に基づいて整理した方が良い。「洪水」の警報や注意報は廃止することになる。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>ご指摘の点は、来年度以降の制度改正となるため、来年度の改正においては、適切に反映してまいります。</p>
2	<p>【風水害等対策編（第2編 災害予防対策） 2-1-8-2 通信施設の整備 59頁】</p> <p>(1) 通信施設については、停電や伝送路の寸断に備え予備電源の設置や通信回線の冗長化などに努める。</p> <p>【提案】</p> <p>予備電源の設置や通信回線の複数確保などに努める。</p> <p>【理由】</p> <p>冗長化は聞きなれない専門用語と思われるので、「複数確保」ぐらいにした方が分かりやすい。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>「冗長化」は様々な場面で行政・民間企業の資料等にも使われており、一般的な用語であると考えられるため、反映を見送らせていただきますが、当該箇所に限らず、県民の方々にとって分かりやすい表現となるよう心がけ、今後の改正に生かしてまいります。</p>

3	<p>【風水害等対策編（第3編 災害応急対策） 3-1-1-5 水門等の操作及び通報 1（洪水） 127頁】</p> <p>（2）水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めるとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。</p> <p>【提案】</p> <p>自動開閉式のゲートを導入し、施設操作の遠隔化・自動化することで、人員を必要最低限度にする。</p> <p>【理由】</p> <p>河川区間の水門等の操作（1）（2）の手順をもっとスムーズにすることができる。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>自動開閉式のゲートに関しては、一部河川において、導入の検討が進んでいる段階であり、現時点においては、水門の監視・報告に関して定めた当該項目を見直すまでの一般的な状況に至っていないことから、反映を見送らせていただきますが、水門等の遠隔化・自動化は、効率的な施設管理において有効とされますので、引き続き検討を進めてまいります。</p>
---	--	--